



愛媛地方最低賃金審議会の意見に関する公示

愛媛労働局一般公示第 10 号

令和 6 年 10 月 25 日愛媛地方最低賃金審議会から愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 3 項において準用する同法第 11 条第 1 項の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、愛媛県の区域内でパルプ製造業又は紙製造業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第 15 条第 3 項において準用する同法第 11 条第 2 項及び同法施行規則（昭和 34 年労働省令第 16 号）第 8 条の規定に基づき令和 6 年 11 月 11 日までに愛媛労働局長あて（松山市若草町 4 番地 3）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和 6 年 10 月 25 日

愛媛労働局長 常盤 剛史

記

愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金の改正決定に係る愛媛地方
最低賃金審議会の意見の要旨

愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金を次のように定めること。

1 適用する地域

愛媛県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内でパルプ製造業又は紙製造業（機械すき和紙製造業、手すき和紙製造業、内装用ライナー製造業及び建材原紙製造業を除く。以下同じ。）及びこれら産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がパルプ製造業又は紙製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 次の業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 手作業による梱包、レッテルはり、捺印、選別又は検査の業務
 - ハ 炊事、湯茶の給仕、守衛又は雑役の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,050円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり